

平成十七年日本学術会議規則第三号

日本学術会議会則
号) 第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則(昭和二十四年日本学術会議規則第一号)の全部を改正する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条)	第二章 職務(第二条、第三条)	第三章 組織(第四条—第六条)
第五章 会議(第十六条)	第六章 総会(第十七条—第十九条)	第七章 部会(第二十条—第二十二条)
第八章 幹事会(第二十三条—第二十六条)	第九章 委員会(第二十七条—第三十二条)	第十章 地区会議(第三十三条)
第十一章 若手アカデミー(第三十四条)	第十二章 栄誉会員(第三十五条)	第十三章 日本学術会議協力学術研究団体(第三十六条)
附則	附則	附則

第一章 総則(総則)	第二章 職務(総則)	第三章 組織(会員の互選等)
第一条 日本学術会議(以下「学術会議」という。)の運営に関する事項は、この会則の定めによるところによる。	第二章 職務(意思の表出)	第五条 幹事会は、会長が定めるところにより、他の案に先立つて総会で行うものとする。
第二条 学術会議は、日本学術会議法(以下「法」という。)第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出を行うこととし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。	第三条 国際活動(国際活動)	第六条 その他の会長が必要と認めるもの
一 要望 二 声明 三 提言 四 見解 五 報告 六 回答		五 その他会長が必要と認めるもの

第一条 学術会議は、日本学術会議法(以下「法」という。)第四条に定める諮問に対する答申及び法第五条に定める勧告のほか、法第三条第一号の職務として、次に掲げる意思の表出を行うこととし、その表出主体及び定義は別表のとおりとする。	第二条 幹事会は、会員から辞職の申出があつたときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならない。	第三条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。
一 要望 二 声明 三 提言 四 見解 五 報告 六 回答	第四条 法第八条第一項の会長の互選は、他の案に先立つて総会で行うものとする。	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。
(国際活動)	第五条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会が定める委員会に推薦することができる。	五 その他の会長が必要と認めるもの
第三条 学術会議は、法第六条の二に定める国際団体への加入のほか、法第三条第二号の職務として、次に掲げる国際活動を行なうことができる。	第六条 幹事会は、前項の規定に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。	六 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。

第一条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議等への代表の派遣	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第二条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第三条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第四条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第五条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第六条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第七条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第八条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第九条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十一条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十二条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十三条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十四条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十五条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十六条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十七条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	
第十八条 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。	二 学術に関する国際会議の主催及び後援	
	三 二国間学術交流	
	四 アジア学術会議に関する事項は、幹事会が定める。	
	五 その他の会長が必要と認めるもの	
	六 国際活動に関し必要な事項は、幹事会が定める。	

- 会長は、必要と認められる者の出席を求める意見を聞くことができる。

4 総会は、これを公開する。ただし、必要があると認められる場合、会長は、議決を経て非公開とすることができる。

5 会長は、総会の会議録を作成し、インターネットを利用して閲覧の用に供するものとする。ただし、学術會議の運営上支障があると認める場合、閲覧の用に供しないことができる。

(幹事会への委任事項)

第十九条 法第十四条第三項の規定に基づき、次に掲げる事項に関する権限を幹事会に委任する。

 - 一 法第三条第一号に規定する職務のうち、第二条の意思の表出に関する事項
 - 二 法第三条第二号に規定する職務のうち、第三条の国際活動に関する事項
 - 三 法第四条の諮問に対する答申に関する事項
 - 四 法第五条の勧告に関する事項
 - 五 法第六条及び法第六条の二の規定に関する事項

(部会及び連合部会の招集)

第二十条 部会は、部長が招集する。ただし、会長(補欠の者を除く。)の任期における最初の部会は、会長が招集する。

2 部長は、当該部に属する三分の一以上の会員から招集の目的及び議案を示して請求がある場合、部会を招集しなければならない。

3 連合部会は、二以上の部門に関連する事項を審議し、関係する部の部長が、共同してこれを招集する。
(部会及び連合部会の議長等)

第二十一条 部長は、部会の議長となり、議事を整理する。

2 連合部会の議長は、開催の都度、連合部会を構成する部の部長の協議により定められ、連合部会の議事を整理する。

3 部会及び連合部会の会議については、第十八条(第一項及び第五項を除く。)の規定を準用する。

(部会における議決方法の特例)

第二十二条 部会及び連合部会においては、法第二十四条第三項が準用する同条第一項及び第二項(第一項及び第五項を除く。)の規定を準用する。

項の規定にかかわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。

(委員会の議長等
第三十条 委員長は
整理する。)

- | | |
|--|--|
| <p>項の規定にかかるわらず、部長が各会員の賛否を確認した上で、部会又は連合部会の議決とすることができる。</p> <p>第八章 幹事会</p> <p>(幹事会の招集)</p> <p>第二十三条 幹事会は、原則として毎月一回会長が招集する。</p> <p>2 会長は、必要があると認められるときは、臨時に幹事会を招集することができる。</p> <p>(幹事会の議長等)</p> <p>第二十四条 会長は、幹事会の議長となり、議事を整理する。</p> <p>(幹事会の附置委員会)</p> <p>第二十五条 幹事会は、その任務の遂行上必要な委員会を附置することができる。</p> <p>2 前項の委員会には、幹事会の了承を得て、分科会又は小分科会を置くことができる。</p> <p>(幹事会の会議)</p> <p>第二十六条 幹事会の会議については、法第二十一条第一項及び第二項並びに第十八条(第一項及び第五項を除く)及び第二十二条の規定を準用する。</p> <p>第九章 委員会</p> <p>(委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)</p> <p>第二十七条 第十六条第一項の委員会(以下「委員会」という。)には、幹事会の定めるところにより、分科会、小分科会又は小委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもつて委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第一条に規定する意思の表出(見解及び報告を除く。)に関してはこの限りでない。</p> <p>(委員会の委員及び役員)</p> <p>第二十八条 委員は、会長が委嘱する。</p> <p>2 委員は、委員会の承認を得て辞任することができる。</p> <p>3 委員会には、委員長一名、副委員長一名及び幹事二名を置く。</p> <p>4 委員長は、委員の互選により選出する。ただし、機能別委員会の委員長は、総会が定める。</p> <p>5 副委員長及び幹事は、委員会の同意を得て、委員長が指名する。</p> <p>(委員会の招集)</p> <p>第二十九条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は会長が招集する。</p> | <p>(委員会の議長等)</p> <p>第三十条 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。</p> <p>第三十一条 委員会の会議については、法第二十一条第一項及び第二項並びに第十八条(第一項及び第五項を除く)及び第二十二条の規定を準用する。</p> <p>(委員会の会議)</p> <p>第三十二条 前五条に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は幹事会が定める。</p> <p>(地区会議)</p> <p>第三十三条 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもつて組織する地区会議を置く。</p> <p>2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。</p> <p>第十一章 若手アカデミー</p> <p>(若手アカデミー)</p> <p>第三十四条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもつて組織する若手アカデミーを置く。</p> <p>2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事が定める。</p> <p>第十二章 栄誉会員</p> <p>(栄誉会員)</p> <p>第三十五条 学術会議は、国内外における卓越した研究又は業績がある科学者その他の学術の発展に著しい貢献をしたと認められる科学者に対して、日本学術会議栄誉会員(以下「栄誉会員」という。)の称号を授与することができる。</p> <p>2 栄誉会員は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。</p> <p>3 前各項に定めるものほか、栄誉会員に関する事項は、幹事会が定める。</p> <p>第十三章 日本学術会議協力学術研究団体</p> <p>第三十六条 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体(以下「協力学術研究団体」という。)の称号を付与する。</p> <p>2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。</p> <p>3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。</p> |
|--|--|

4 協力学術研究団体は、學術會議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。

Page 1

別表	種類	要望	明示	提言	議會部、委員会、分科会、若手アカデミー
別表	定義	主出表	體表	學術會	議會部、委員会、分科会、若手アカデミー
規則第一号	法第五条各号に掲げる事項に關し、學術會議が政府及び關係機關等に實現を望む意思表示をすること。	法第五条各号に掲げる事項に關し、學術會議がその目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表すること。	法第五条各号に掲げる事項に關し、學術會議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や關係機關、広く社会に向けた提案を発表すること。	議會部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や關係機關、広く社会に向けた提案を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。	議會部、委員会、分科会、若手アカデミー
規則第二号	この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
規則第三号	この規則は、令和四年一月一日から施行する。	この規則は、令和四年一月一日から施行する。	この規則は、令和五年一月一日から施行する。	この規則は、令和五年五月一八日日本學術會議規則第一号	この規則は、令和五年五月一八日日本學術規則第一号
規則第四号	この規則は、令和三年一二月二八日日本學術會議規則第一号	この規則は、令和三年一二月二八日日本學術規則第一号	この規則は、令和五年五月一八日日本學術會議規則第一号	この規則は、令和五年五月一八日日本學術規則第二号	この規則は、令和五年五月一八日日本學術規則第三号

附 則（平成二八年五月一八日日本學術會議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年七月一八日日本學術會議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年五月七日日本學術會議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年一〇月一八日日本學術會議規則第一号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年五月一八日日本學術會議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月一日日本學術會議規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

回告	部、委員会、分科会、若手アカデミー	部、委員会、分科会、若手アカデミー
答 議 學 術 會	関係機關からの審議依頼（法第四条の諸問題を除く。）事項に対し、學術會議が回答すること。	関係機關からの審議依頼（法第四条の諸問題を除く。）事項に対し、學術會議が回答すること。